

阿南市基金運用に関する第三者調査委員会から 答申書が提出されました

本市の基金運用において、国債等の超長期債券が購入された事案に関する事務処理等について、6月30日、第三者調査委員会から答申書が提出されましたので、その調査報告書の要旨を公表します。

調査報告書 要旨

第1 当委員会及び調査の概要

1 当委員会の設置の経緯

阿南市は、令和2年度から令和4年度の3年間に一般会計の基金（以下、一般会計の基金のことを「基金」という。）において、国債や地方債などの債券を購入し、令和6年5月31日現在、基金の総額約177・4億円のうち、保有する債券の合計額は約91・3億円（基金総額の約51・5％）になった。経済情勢の変化により、満期までの期間が10年を超える超長期債券（約79・5億円）などの現金化が容易でない状況になり、予算編成に影響が出る可能性がでてきた。

この件について、令和6年10月3日の市議会決算審査特別委員会において、委員から、市民への説明責任を果たすため原因究明と検証作業が必要であるとの提言があり、阿南市は、専門家による公正・中立な立場からの調査が必要であると判断し、議会の議決を経て阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例を令和6年12月24日公布、施行した。

阿南市長は、令和7年1月30日に委員を委嘱し、当委員会を設置した。

2 当委員会の構成等

委員長 瀧 誠司 弁護士
委員 大寺 健司 公認会計士
委員 小笠原 章 大学教授

3 当委員会の所掌事務

市長の諮問に基づき、超長期債券の購入に関し、次の各号に掲げる事務を処理し、その結果を市長に答申する。

- (1) 事実関係の調査及び認定
- (2) 原因及び背景の究明
- (3) 基金運用の在り方の提言の検討
- (4) 委員会が調査審議に必要と認めるもの

4 会議の開催状況及び調査の方法

1月30日から6月30日まで計16回の委員会を開催し、関係者へのヒアリング等により調査・検討を行った。

第2 調査結果

1 超長期債券が購入された事案に 関しての事実関係の調査及び認定

まず、阿南市の債券保有割合（上記約51・5％）が、総務省公表の全国比率16・5％と比べて高いことが認定された。

また、聞き取り調査の結果、令和2年度から令和4年度にかけての債券運用について、次の事実を認定した。

ウ 形骸化した「阿南市債券運用指針」について

債券購入や管理・運用に関しては、指針において、「流動性を確保するため債券の運用期間は、10年以内を原則とするものであること。」と定められていたが、超長期債券の購入についての言及がなく、本来であれば指針を改正して超長期債券購入に当たったての具体的指針を定めるべきであるにもかかわらず指針を改正せず、実際指針が機能しなかった。その結果として、超長期債券購入にあたっての具体的指針が定められずに超長期債券購入を行った。

エ 担当者及び関係者の知識・経験不足について

会計管理者をはじめとする関係者において、金利変動リスクや緊急時の流動性に関する知識や経験が不足していたため、必要なチェック機能が十分に機能せず、基金の運用や購入に際しても、会計管理者の独断的な判断に頼る場面が見受けられた。さらに、監査委員からの口頭指摘があったにもかかわらず、超長期債券の利回りや売却の容易さといった表面的な理由に依拠し、リスク管理の観点から抜本的な見直しを行うことができなかった。

その結果、金利上昇による債券評価額の下落局面において、債券購入の抑制など適切な対応策を講じることができず、評価損の拡大を招いた。

第3 基金運用の在り方の提言

1 阿南市における基金の債券運用 状況について

(1) 「阿南市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱」の制定

ア 組織のガバナンスについて

個々の債券売買については、会計管理者が行っていた。その際に、特別職及び財政部門の関与が認められる書類等が確認できなかった。監査委員は、長期債券の割合が増えていることについての口頭指摘は行っていたが、債券運用の在り方を根本的に改めるまでには至らなかった。

イ 会計管理者の債券運用について

(ア) 債券の運用について

債券購入や管理・運用に関しては、「阿南市債券運用指針」に「元本の安全性を確保するため運用する債券は、国債、政府保証債及び地方債とし、満期償還期限までの保有を原則とする」、「流動性を確保するため債券の運用期間は、10年以内を原則とする」と定められていた。しかし、債券運用については、債券を満期まで保有することが前提ではなく、適切な時期に売却するという前提で購入を行っていた。また、利回りを優先し、超長期債券を購入した。このように運用指針の原則とは異なる運用であった。

(イ) 令和2年度から令和4年度の超長期債券購入の過程

金融機関の預金金利が低下している状況を受け、基金を弾力的かつ有効に活用するという観点から債券運用を始めた。比較的高利回りの債券が満期期間10年を

従来の「阿南市債券運用指針」を廃止し、新たな「阿南市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱（以下「要綱」という。）を制定し、4月1日より施行された。この要綱のポイントとしては、

- ・30基金を一括運用することとしたこと
- ・購入する債券の運用期間を原則10年以内としたこと
- ・債券購入額合計を一括運用した基金の前年度末時点の総額の20％以内としたこと
- ・債券の購入を原則として指名競争入札により行うこととしたこと
- ・債券の購入売却等に関し、市長を議長とする基金運用検討会議を設置し、市長、副市長、総務部門、会計部門等が密接に連携し、組織としてしっかりと対応することとしたこと
- などがあげられる。

(2) 基金運用検討会議の開催

要綱に基づき、4月16日に第1回の基金運用検討会議が開催されている。議長である岩佐市長を始め関係者の出席のもと、基金で購入している債券について、

- ・30基金を一括運用すること
- ・評価損が発生しているため全債券の保有を維持し新規購入は行わないこと
- ・定期預金と普通預金を適切に組み合わせ運用すること

等、「令和7年度阿南市基金一括運用対象基金運用方針」を組織として決定している。

2 阿南市での望ましい基金の債券 運用について

(1) 基金運用に関するガバナンスについて
要綱に従って、市長をトップに、基金運用検討会議をしっかりと活用しながら、

組織的かつ適時・適切な運用を望むものである。

今後も、基金運用に関するガバナンスを見直し、権限と責任を明確化しうえで、迅速かつ実効性のある意思決定体制をさらに充実させることが望まれる。

(2) 担当者及び関係者の人材確保及び育成について

専門的な研修を継続的に実施し、基金運用に携わる専門人材の確保と育成にも積極的に取り組むよう努められたい。

(3) 市民への説明責任について

市民への説明責任を果たすために、基金の債券運用・その他基金の動向に関する情報公開や情報提供の在り方について検討を進められたい。

3 今後の財政運営の在り方について

議会の議論や監査委員の意見を真摯に受け止め、他の地方公共団体の動向等を注視し、取り入れるべきものは取り入れ、市長のリーダーシップのもと、組織をあげて「阿南市「新行財政改革」推進プラン2025▼2028」を着実に実行していく必要がある。

※第三者調査委員会から提出された答申書は、市ホームページで公開しています。



阿南市基金運用に関する第三者調査委員会からの 答申（令和7年6月30日）の受け止めについて

1 阿南市としての基本認識

答申内容を誠実かつ真摯に受け止めるとともに、認定された事実や原因を踏まえ、答申に盛り込まれた「基金運用の在り方の提言」の早期完全実施に向け、市を挙げて必要な対策を推進してまいりたい。

2 主な指摘事項に対する認識

1) 債券購入におけるガバナンス（組織統治）の問題

答申では、「令和2年3月市議会及び同年12月市議会において、債券購入による基金運用益の確保に関する議論があった旨」が指摘されている。

その上で、「令和2年度から4年度まで、債券購入については、当時の市長、副市長、関係部門が、組織として対応できておらずに、**会計管理者任せであった旨**」や、「超長期債券を購入する場合は、様々なリスクを考慮して慎重に検討すべきであったにもかかわらず、**組織対応がなされてなかった旨**」の原因指摘があったところであり、市として重く受け止めている。

併せて、「当時の市長、副市長、関係部門が密接に連携し、組織として対応するための明確なルールを決めてなかったという点で、**地方自治法の観点から問題があった旨**」についても、原因指摘がなされたところである。これら指摘は、令和2年度から4年度の債券購入において、ガバナンス（組織統治）上の問題がある一方で、当時の市長、副市長、関係部門が、これら問題に気づくことなく、何ら改善しなかったことを意味しており、**令和2年度から4年度の3年間ににおける基金運用においては、前市長のもとでのガバナンス（組織統治）が事実上機能していなかったことが、このたびの答申により明らかにされた**と、市では強く認識している。

2) 担当者及び関係者の知識・経験不足の問題

答申では、「会計管理者をはじめとする関係者において、知識や経験が不足していたため、必要なチェック機能が十分に機能しなかった旨」が、原因として指摘されており、人事配置や人材育成における問題、すなわち「**当時におけるガバナンス（組織統治）の欠如**」を意味するものと、市として重く受け止めている。

3 「提言」の早期完全実施

1) 新要綱施行に対する評価

上記2の原因や問題に即応し、**令和2年度から4年度に起きた事態を二度と生じさせない**ため、市においては、すでに、令和6年度における阿南市議会での議論を経て、「**基金運用についての新要綱**」を、**令和7年4月1日から施行**しており、このたびの答申でも市に対して、「**新要綱に従った運用**」が望まれている。

2) 各種提言に対する主な対応

市においては、答申直後の7月2日に「答申対応チーム」を立ち上げており、次のとおり対応策をとりまとめ、進捗管理を図るとともに、市を挙げて市民への説明責任を果たしてまいりたい。

(1) 基金運用についてのガバナンスについて

- ① 引き続き、令和7年4月1日に施行した「阿南市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱」に基づき、令和7年4月に設置した「基金運用検討会議」の活用を通じて組織的かつ適切な基金運用を推進する。
- ② 「阿南市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱」の改正により、ガバナンスのさらなる見直しを図る。

(2) 担当者及び関係者の人材確保及び育成について

- ① 国・県等が実施する研修機会を活用し、財政課及び会計課職員等の研修受講を進める。
- ② 財政及び会計部門における経験者配置をはじめ適材適所の人事配置と、より一層の体制充実を図る。

(3) 市民への説明責任について

- ① 「阿南市基金の一括運用及び債券の購入管理に関する要綱」の中への「情報公表の項目の追加」をはじめ、基金運用に関する市民への説明責任の徹底を図る。
- ② 基金運用状況のホームページでの公表回数を増やすとともに、公表内容の充実を図る。

問い合わせ 答申対応チーム窓口（人事課）
☎22-1112

阿南市基金の一括運用
及び債券の購入管理に
関する要綱



答申対応
について

